



空間から未来を描き、
人と社会にいろどり丹青を。

お知らせ

・お土産および飲料の配布はございません。

株式会社 丹青社

第 **68** 回
定時株主総会
招集ご通知

日 時

2026年4月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

ご来場の際は、本書と議決権行使書用紙
をご持参ください。

株主のみなさまへ

さまざまな空間を、人と人、人とモノ、人と情報が交わる豊かな体験の場として彩ることが、私たち丹青社の役割です。私たちはつねに事業主のみなさまの事業の成功と、空間の利用者の方々の感動や満足を追求し、丹精をこめて、「ここを動かす空間づくり」を実践しています。オンラインでの活動やコミュニケーションが広く普及した今だからこそ、身体的な感覚を伴う、フィジカルな体験はこれまで以上に重要になります。そうした空間の価値と可能性を信じ、より良い空間の実現に挑み続けています。

今、デジタル技術の進化やサステナビリティへの対応など、環境の変化はかつてないほど早く、激しくなっています。私たちは、この変化にしっかりと向き合い、既成概念にとらわれず、自らを変革させていきます。「空間づくりのプロフェッショナル」として、創造性と技術に磨きをかけ、研鑽を重ねるとともに、数多くの空間づくりを通して得た経験とノウハウ・資源を活かして、新たな価値の創造にも挑戦していきます。

これからも、変化する社会と、多様化・高度化するニーズをしっかりと捉え、すべてのステークホルダーのみなさまと、ともに考え、ともに成長しながら、豊かな、そして持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

【目次】

■株主のみなさまへ	1
■第68回定時株主総会招集ご通知	4
■株主総会参考書類	
・第1号議案 剰余金処分の件	9
・第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件	10
・第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	15
■事業報告	20
■連結計算書類	43
■計算書類	46
■監査報告	49



代表取締役社長
小林 統

パーパス／私たちの存在意義

いろいろ
空間から未来を描き、人と社会に丹青を。

私たち丹青社グループは、こころを動かす空間づくりのプロフェッショナルです。

私たちが考える空間づくりー

それは、まだ世の中にないものを、かたちにすること。

そして、空間によってもたらされるこころ動く体験を生み出すこと。

よろこび、おどろき、安心、感動。

そこに集う人々の生活や人生を、豊かなこころの動きで彩るために。

そして、社会を「丹(あか)と青」の豊かな色で鮮やかに彩るために。

私たちは多彩な個性を生かして、

これまでもこれからも、こころを動かす空間づくりに挑戦し続けます。

バリュー／私たちの価値観

人と向き合う	空間を通じてつながる仲間やステークホルダーの想いに誠実に向き合う。
丹精をこめる	プロフェッショナルの矜持と業(わざ)で、一つ一つの仕事に真摯に取り組む。
いまの先に挑む	しなやかな思考と創造力で自らを成長・変革させながら、挑戦し続ける。
個性をかけ合わせる	きらめく創造性、尖った技術、それぞれの個性を認め合い、こころを一つにする。
仕事を楽しむ	全ての仕事と変化を楽しむ。

私たちの未来ビジョン2046

こころを動かす空間づくりのプロフェッショナル集団であり 空間と自分自身の可能性を切り拓くチャレンジ集団でもあり続ける

変化する社会に、空間づくりからできることを。

サステナビリティ

気候変動をはじめとする環境・社会課題に向き合い、その解決に真摯に取り組みます。空間づくりのプロセスをサステナブルなものに変革するとともに、価値ある空間の創造によって、もっと彩りあふれる持続可能な社会の実現に貢献します。

ボーダーレス

海外と国内、都市と地域、リアルとバーチャル、あらゆる境界を飛び越えてシームレスに事業展開し、世界中のクライアントやパートナーと共創することで、これまでにない体験価値を創造します。さらに空間づくりを通して、日本各地の価値ある文化や自然、技術の魅力を高め、世界に向けて発信します。

変化する市場・顧客に、こころを動かすソリューションを。

基盤の強化

最先端のテクノロジーや新しい価値観を積極的に取り入れ、根幹の課題解決力を絶えず磨くことで、「こころを動かす空間づくり」のプロフェッショナルとしてさらなる高みを目指します。

領域の拡張

市場やクライアントが抱える複雑で多岐にわたる課題に向き合い、従来の枠に囚われず、新たなフィールド、新しいビジネスモデルへと事業を拡張し、「こころを動かす」空間ソリューションを提供するベストパートナーを目指します。

そのために、私たちは進化し続けます。

人が中心の組織と働き方

多彩な人材が協働し共創することで、より柔軟性の高いイノベティブな集団へと成長します。そして、働き方の多様性を担保し、一人ひとりの生き方や幸せを尊重することで、強い個で構成された集団としてクリエイティビティを向上させます。

人を想う空間づくり

こころの豊かさや人間性への回帰が求められるこれからの社会において、人と人をつなぐ空間でさらなる感動を創出するために、私たち自身の可能性を追求し続けます。

株主各位

証券コード 9743

2026年4月1日

東京都港区港南1丁目2番70号

株式会社 丹青社

代表取締役社長 **小林 統**

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（以下、「電子提供措置事項」という。）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tanseisha.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IRライブラリ」にある「株主総会資料」よりご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9743/teiji/>



なお、当日ご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、賛否をご入力のうえ、2026年4月22日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使ください。

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2026年4月22日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご送付ください。

事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否にかかわらず、抽選で100名様に電子ギフト



（500円相当）を贈呈いたします。応募方法はこちら ⇒ <https://youtu.be/Vxj8vOCGMQ8>

敬 具

記

1 日 時	2026年4月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第68期（2025年2月1日から2026年1月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第68期（2025年2月1日から2026年1月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権行使のご案内	7頁記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以 上

事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。

頂戴しましたご質問の中で、株主のみなさまの関心の高い事項につきましては、株主総会にてご回答させていただきます。

質問方法

下記メールアドレスに、必要事項を入力したメールをお送りください。

【メールアドレス】 soukai_qa@tanseisha.co.jp

【必要事項】 ①お名前 ②ご住所 ③ご質問（300文字以内で、要点を簡潔に、お願いいたします。）

【受付期間】 2026年4月1日（水曜日）午前10時から2026年4月14日（火曜日）午後5時45分まで

※ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただき、個別回答はいたしかねます。

※ご質問を承りますが、回答をお約束するものではありません。

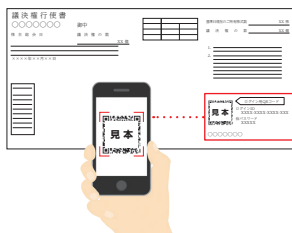
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表
- 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載してお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

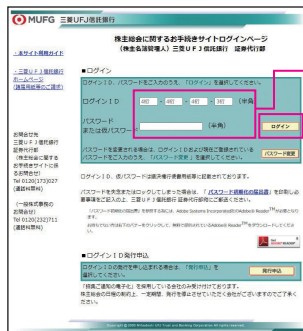
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00～21:00)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、長期的な観点に立ち資本の充実を勘案しながら、収益の状況に応じた配当を行うことを基本方針とし、この方針に基づき配当性向等を考慮し利益の配分を行っております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 37 円 総額 1,779,906,460 円 これにより、既にお支払いしております中間配当金（1株につき金35円）を加えた年間配当金は、1株につき金72円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年4月24日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の選任および報酬等については、「指名・報酬諮問委員会」に監査等委員である社外取締役3名全員が出席して意見を述べ、また常勤の監査等委員が候補者選定の方針のほか、報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、監査等委員会において報告、協議いたしました。この結果、監査等委員会としては、取締役の選任および報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	属性	取締役会出席状況
1	小林 統 <small>こばやし おさむ</small>	男性 代表取締役社長	再任	15/15回
2	森永 倫夫 <small>もりなが ともお</small>	男性 取締役、デザイン・制作担当	再任	15/15回
3	深谷 徹 <small>ふかや とおる</small>	男性 取締役、営業・マーケティング担当	再任	15/15回
4	津久井 哲雄 <small>つくい てつお</small>	男性 取締役、経営管理担当	再任	15/15回
5	野村 英司 <small>のむら えいじ</small>	男性 取締役、経営企画・人事担当	再任	13/13回
6	板谷 敏正 <small>いたや としまさ</small>	男性 社外取締役	再任 社外 独立	14/15回

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数

50,370株

取締役在任年数

10年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号

1

こばやし
小林

おさむ
統

(1959年6月19日生)

男性

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1984年 4月	当社入社	2017年 2月	当社取締役商業その他施設事業担当
1999年 4月	当社営業本部第2営業統括部 第2営業部長	2019年 2月	当社取締役常務商業その他施設 事業担当
2006年 4月	当社営業本部第1IMC統括部長	2021年 2月	当社取締役常務営業担当、商 業その他施設事業担当
2008年 2月	当社IMC事業部長	2022年 2月	当社取締役専務営業担当、商 業その他施設事業担当
2015年 2月	当社CS事業部長	2023年 4月	当社代表取締役社長（現任）
2016年 4月	当社取締役CS事業部長、 商業その他施設事業担当		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

小林統氏は当社入社以来、営業業務に従事し、プロモーション分野を担当する部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広げ、2023年に当社代表取締役社長に就任し、自身の経験を活かして事業の発展に努めております。同氏はディスプレイ業における豊富な経験と経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数

21,071株

取締役在任年数

9年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号

2

もりなが とも お
森永 倫夫

(1963年4月9日生)

男性

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1986年 4月	当社入社	2017年 4月	当社取締役安全・技術推進セン ター長、制作担当
2006年 4月	当社第1制作統括部長	2018年 2月	当社取締役テクニカルセンタ ー長、制作担当
2008年 2月	当社IMC事業部副事業部長	2023年 2月	当社取締役制作担当
2013年 2月	当社CS事業部副事業部長	2023年 4月	当社取締役デザイン・制作担当（現任）
2017年 2月	当社安全・技術推進センター長		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

森永倫夫氏は当社入社以来、制作業務に従事し、部門長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、生産体制（デザインおよび制作）の強化、品質の向上（デザイン・制作、施工）および生産性の向上に取り組んでおります。同氏は制作業務における豊富な経験と実績および経営に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数
6,198株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
15/15回

候補者番号

3

ふかや
深谷

とおる
徹

(1964年5月13日生) 男性

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1989年 4月	当社入社	2017年 2月	当社コマーススペース事業部長
2006年 4月	当社第1商空間統括部営業2部長	2023年 2月	当社参与
2012年 2月	当社CS事業部第2営業統括部長	2023年 4月	当社取締役営業・マーケティング担当（現任）
2015年 2月	当社CS事業部副事業部長		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

深谷徹氏は当社入社以来、営業業務に従事し、部門長・事業部長を経て、取締役に就任しております。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広めるとともに、営業活動ならびにマーケティング活動の強化に取り組んでおります。同氏は営業業務における豊富な経験と実績および経営に関する知見を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
6,853株

取締役在任年数
3年

取締役会出席状況
15/15回

候補者番号

4

つくい
津久井

てつお
哲雄

(1966年12月27日生) 男性

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1989年 4月	当社入社	2023年 2月	当社参与
2014年 2月	当社事業管理統括部事業推進部長	2023年 4月	当社取締役経営管理担当（現任）
2020年 2月	当社経営企画統括部長		

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

津久井哲雄氏は当社入社以来、情報システム、事業管理業務に従事し、部門長を経て取締役に就任しております。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広めるとともに、企業価値向上に向けた財務戦略の立案・実行およびデジタルを活用した業務プロセスの改善に取り組んでおります。同氏は事業管理業務における豊富な経験と実績および経営に関する知見を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

5

のむらえいじ
野村英司

(1964年4月11日生)

男性

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1989年4月	当社入社	2015年2月	当社CS事業部副事業部長
2006年4月	当社第1商空間統括部営業1部長	2017年2月	当社コミュニケーションスペース事業部長
2008年2月	当社商空間事業部スペースクリエイション統括部長	2023年2月	当社人事・総務統括部長
2012年2月	当社CS事業部プロジェクト統括部長	2024年2月	当社執行役員経営企画センター長
2013年8月	当社CS事業部西日本統括部関西支店長	2025年4月	当社取締役経営企画・人事担当（現任）

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

野村英司氏は当社入社以来、営業および人事業務に従事し、事業部長等を経て取締役に就任しております。

取締役就任後は経営全般に関する知見を広めるとともに、業績向上に向けた経営戦略の立案・実行、人的資本経営の実現に向けた取組みを進めております。

同氏は営業ならびに人事業務における豊富な経験と実績および経営に関する知見を有しているため、引き続き取締役候補といたしました。

所有する当社の株式数

4,966株

取締役在任年数

1年

取締役会出席状況

13/13回



候補者番号

6

いた や とし ま さ
板谷 敏正

(1963年4月24日生) 男性

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1989年4月	清水建設株式会社入社	2022年4月	プロパティデータバンク株式会社代表取締役会長（現任）
2000年10月	プロパティデータバンク株式会社設立代表取締役社長	2023年4月	早稲田大学大学院創造理工学研究科客員教授
2021年4月	当社社外取締役（現任）	2026年4月	早稲田大学理工学術院総合研究所研究員客員教授（現任）

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

5年

取締役会出席状況

14/15回

【重要な兼職の状況】

プロパティデータバンク株式会社代表取締役会長
早稲田大学理工学術院総合研究所研究員客員教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

板谷敏正氏は、プロパティデータバンク株式会社の代表取締役として、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社が今後推進するデジタル活用についても専門性を有しております。

同氏には、その経験および見識を活かした、当社経営に対する助言ならびに取締役会の監督機能の向上に貢献していただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数については、2026年1月31日現在の所有株式数を記載しております。また、丹青社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 板谷敏正氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は板谷敏正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、板谷敏正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年5月に更新予定であります。本議案でお諮りする取締役の各候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役吉井清信氏、榎原耕太郎氏および保坂理枝氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	属性	取締役会出席状況
1	まきはら 耕太郎 榎原 耕太郎	社外取締役監査等委員	再任 社外 独立	15/15回
2	ほさか 理枝 保坂 理枝	社外取締役監査等委員	再任 社外 独立	15/15回
3	たけうち 瑠璃子 武内 瑠璃子		新任 社外 独立	-/-回

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数
4,847株
社外取締役在任年数
4年
取締役会出席状況
15/15回



所有する当社の株式数
一株
社外取締役在任年数
2年
取締役会出席状況
15/15回

候補者番号

1

まき はら こう た ろ う
榎原 耕太郎 (1961年10月1日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1986年 4月	国税庁入庁	2020年 7月	国税庁徴収部長
1993年 7月	仙台国税局一関税務署長	2022年 4月	当社社外取締役 [監査等委員] (現任)
2007年 7月	金沢国税局調査査察部長	2022年 6月	一般社団法人東京法人会連合会専務理事 (現任)
2012年 7月	福岡国税局総務部長	2022年 6月	公益財団法人東法連特定退職金共済会専務理事 (現任)
2014年 7月	国税庁長官官房広報広聴官		
2017年 4月	税理士資格取得		
2019年 7月	広島国税局長		

【重要な兼職の状況】

一般社団法人東京法人会連合会専務理事 公益財団法人東法連特定退職金共済会専務理事

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

榎原耕太郎氏は行政分野における多様な経験に加え、税理士の資格を取得しており、財務および会計に関する高い見識を有しております。また、監査等委員である社外取締役就任後は、自身の経験および見識を活かして、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に努めております。同氏には、上記の経験と見識を当社の監査等に活かしていただきたいため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しているため、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

2

ほ さ か り え
保坂 理枝 (1981年7月7日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

2006年 9月	司法試験合格	2022年 9月	株式会社ティーネットジャパン社外取締役 (現任)
2007年12月	最高裁判所司法修習 修了	2024年 4月	当社社外取締役 [監査等委員] (現任)
2008年 1月	シティウワ法律事務所入所 (現任)		

【重要な兼職の状況】

弁護士 (シティウワ法律事務所) 株式会社ティーネットジャパン社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

保坂理枝氏は弁護士として企業法務 (特に知的財産・ITテクノロジービジネス分野) に関する高い見識と経験を有しております。今後、監査等委員である社外取締役の立場から経営に参画していただくことで、当社経営の監督機能および監査機能の向上ならびに当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献していただけることを期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しているため、職務を適切に遂行できるものと判断しております。



候補者番号

3

たけうち
武内

るりこ
瑠璃子

(1984年10月19日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

2005年11月	旧公認会計士2次試験合格	2023年7月	株式会社LogProstyle Group (現株式会社LogProstyle) 社外監査役 就任 (現任)
2005年12月	あずさ監査法人 入社		
2009年3月	公認会計士登録		
2011年6月	あずさ監査法人 退職		
2015年10月	税理士法人杉山会計 入社 (現任)	2023年12月	サグリ株式会社 常勤監査役 就任
2015年12月	税理士登録	2024年12月	株式会社ツナググループ・ホールディングス 社外監査役 就任 (現任)

所有する当社の株式数

一株

社外取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

一/一回

【重要な兼職の状況】

税理士法人杉山会計パートナー
 株式会社LogProstyle社外監査役
 株式会社ツナググループ・ホールディングス社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

武内瑠璃子氏は他社における社外監査役としての経験に加え、税理士および公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する高い見識を有しております。今後、監査等委員である社外取締役の立場から経営に参画していただくことで、当社経営の監督機能および監査機能の向上ならびに当社のコーポレートガバナンスの充実に貢献していただけることを期待して、新たに監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の経験と見識を有しているため、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数については、2026年1月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 榎原耕太郎、保坂理枝および武内瑠璃子の三氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は榎原耕太郎および保坂理枝の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、武内瑠璃子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、榎原耕太郎および保坂理枝の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、武内瑠璃子氏についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年5月に更新予定であります。本議案でお諮りする監査等委員である取締役の各氏のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

以上

本株主総会後の取締役会構成員として期待する役割

地位	氏名	取締役会構成員として期待する役割									
		企業経営	財務・会計	人材開発	リスク マネジメント コンプラ イアンス	社会 環境 安全	Digital 先端技術	営業 販売	クリエイティブ デザイン設計	品質・技術 制作	監査 監督
代表取締役社長	小林 統 男性	○			○			○			
取締役	森永 倫夫 男性	○				○	○		○	○	
取締役	深谷 徹 男性	○						○			
取締役	津久井 哲雄 男性	○	○		○		○				
取締役	野村 英司 男性	○		○		○					
社外取締役	板谷 敏正 男性	○					○				○
常勤監査等委員	菅野 敦夫 男性		○		○						○
監査等委員 (社外取締役)	横原 耕太郎 男性		○		○						○
監査等委員 (社外取締役)	保坂 理枝 女性				○						○
監査等委員 (社外取締役)	武内 瑠璃子 女性		○		○						○

【ご参考】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり「社外取締役の独立性基準」を定めております。

社外取締役の独立性基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、下記の要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものとする。

1. 取締役就任時において、次の①～⑧のいずれかに該当する者
 - ① 当社の主要な株主（議決権保有割合10%以上の株主）またはその業務執行者
 - ② 当社の取引先であり、かつ、直近事業年度における当社との取引額が連結売上高の1%を超える取引先またはその業務執行者
 - ③ 当社を取引先とするものであり、かつ、直近事業年度における当社との取引額がそのものの年間売上高の1%を超えるものまたはその業務執行者
 - ④ 当社の資金調達において代替性が無い程度に依存している金融機関またはその業務執行者
 - ⑤ 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーおよび従業員
 - ⑥ 当社から直前事業年度において1,000万円を超える寄附または助成を受けている組織の業務執行者
 - ⑦ 弁護士、公認会計士、税理士ならびに外部コンサルタントであって、当社が支給する役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を当社から得ている者
 - ⑧ 法律事務所、監査法人、税理士法人ならびに外部コンサルティングファームであって、その年間連結売上高の1%以上の支払いを当社から受けた先に所属する者
 2. 過去10年間のいずれかの時点において、上記①～⑥のいずれかに該当していた者
 3. 当社の社外取締役としての在任期間が6年を超える者
- なお、本独立性基準を制定した時点において、当社の社外取締役に就任している者の在任期間の計算は本独立性基準を策定した日を起点とする。

以上

事業報告 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2025年2月1日～2026年1月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復が期待されるものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクならびに物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響などもあり、依然として不透明さが残っています。

当ディスプレイ業界の事業環境につきましては、活発な企業の販促投資、インバウンド関連需要に加え、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催もあり、総じて堅調な状況が続きました。しかしながら、資材価格や人件費の増加等によるコスト上昇リスクについても、注視する必要があります。

このような状況のもと当社グループは、中期経営計画（2025年1月期～2027年1月期）に基づき、成長軌道に乗せるための基盤整備と新たな領域への投資を行い、更なる企業価値の向上を目標に事業活動を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,072億22百万円（前連結会計年度比16.7%増）となり、営業利益は83億58百万円（前連結会計年度比62.4%増）、経常利益は83億36百万円（前連結会計年度比56.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は59億93百万円（前連結会計年度比54.7%増）となりました。

また、当連結会計年度の受注高は1,002億30百万円（前連結会計年度比9.8%減）となりました。

(単位：百万円)

区分	第67期 (2024年度)	第68期 (2025年度)	増減額	増減率
売上高	91,858	107,222	15,364	16.7%
営業利益	5,147	8,358	3,211	62.4%
経常利益	5,316	8,336	3,020	56.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,875	5,993	2,118	54.7%

報告セグメント等の業績

商業その他施設事業

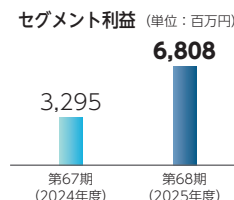
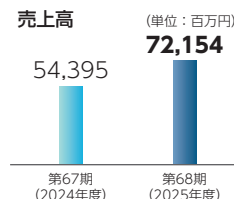
売上高 **72,154**百万円
(前連結会計年度比32.6%増)

商業その他施設事業においては、主にホテル、エンターテインメント施設および大阪・関西万博等の新改装案件が堅調に推移したこと等から、売上高、セグメント利益ともに前連結会計年度を大幅に上回りました。

この結果、商業その他施設事業の売上高は721億54百万円（前連結会計年度比32.6%増）、セグメント利益は68億8百万円（前連結会計年度比106.6%増）となりました。



大阪・関西万博 国際赤十字・赤新月運動館
＜事業主＞日本赤十字社
＜業務範囲＞デザイン・設計、制作・施工、映像制作、運営
広告企画・制作、ウェブサイト制作、SNS構築実施（丹青社/CLIPS）バーチャル万博・パビリオン内演出コンテンツ制作、ウェブサイト制作（丹青社/ワントゥーテン）



チェーンストア事業

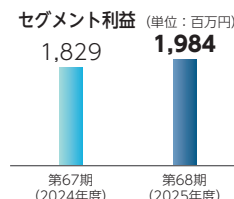
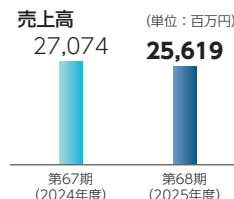
売上高 **25,619**百万円
(前連結会計年度比5.4%減)

チェーンストア事業においては、主に飲食店やその他専門店分野の新改装案件は堅調に推移したものの、大型の旗艦店が前連結会計年度に比べ減少したこと等から、売上高は前連結会計年度を下回りましたが、収益性向上への取り組み等により、セグメント利益は前連結会計年度を上回りました。

この結果、チェーンストア事業の売上高は256億19百万円（前連結会計年度比5.4%減）、セグメント利益は19億84百万円（前連結会計年度比8.5%増）となりました。



ほんたす しんこうべ
＜事業主＞日本出版販売株式会社
＜業務範囲＞デザイン・設計、制作・施工



文化施設事業

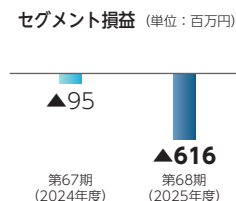
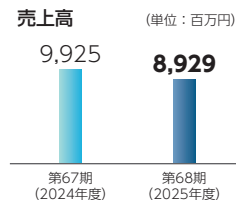
売上高 **8,929**百万円
(前連結会計年度比10.0%減)

文化施設事業においては、過年度の受注高減少および当期の工事の進捗が想定を下回ったことにより、売上高は減少し、損益面についても売上高の減少に伴い、固定費を賄うには至らず、売上高、セグメント損益ともに、前連結会計年度を下回りました。

この結果、文化施設事業の売上高は89億29百万円（前連結会計年度比10.0%減）、セグメント損失は6億16百万円（前連結会計年度はセグメント損失95百万円）となりました。



足尾銅山記念館
＜事業主＞一般社団法人古河市兵衛記念センター
＜業務範囲＞展示企画、デザイン・設計、制作・施工、映像制作

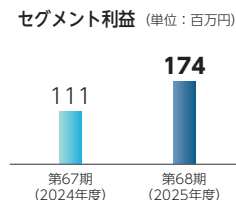
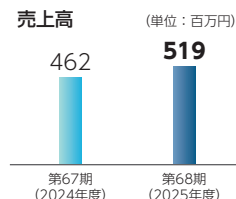


その他

売上高 **519**百万円
(前連結会計年度比12.3%増)

その他においては、ディスプレイ業以外の事務サービス等についても前連結会計年度に比べ需要は回復し、売上高、セグメント利益ともに前連結会計年度を上回りました。

この結果、その他の売上高は5億19百万円（前連結会計年度比12.3%増）、セグメント利益は1億74百万円（前連結会計年度比56.2%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における特筆すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における特筆すべき資金調達ははありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の通商政策や中東情勢の影響による下振れリスクはあるものの、各種政策の効果等により景気の緩やかな回復が期待されます。

また、当ディスプレイ業界においては、インバウンド関連施設の設備投資拡大や各都市の再開発プロジェクト、スタジアムやアリーナ等の新改装需要の拡大等も追い風になると認識しております。

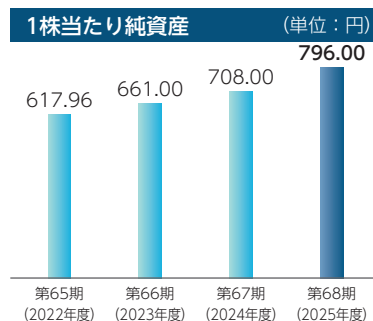
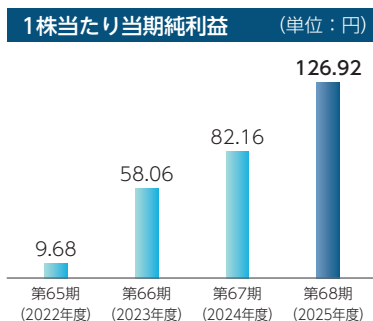
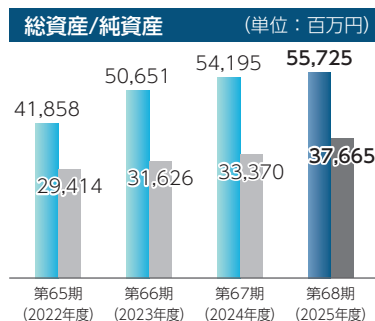
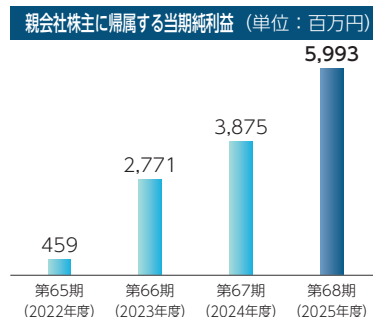
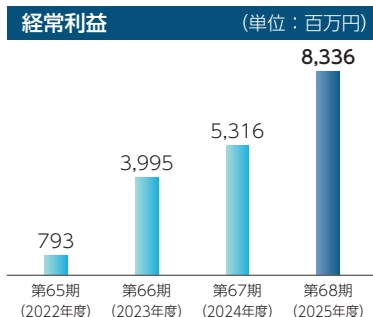
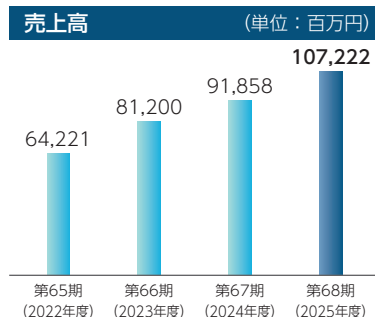
上述の経営環境を踏まえ、当社グループは、中期経営計画（2025年1月期～2027年1月期）の最終年度の目標値を上方修正いたしました。堅調な経済環境下での着実な事業成長を実現するとともに、働く環境の改善やマーケティングの仕組みづくりなどの重要課題への対処をはじめ、より長期的に、持続的に成長していくための基盤整備に注力してまいります。さらに、「空間づくり」の可能性を拡げるため、新規事業など、新たな領域への挑戦をしてまいります。

なお、当社グループは、経営上重視すべき指標を連結ROEおよび連結営業利益率としており、中期経営計画期間（2025年1月期～2027年1月期）の目標値としては連結ROE 14.7%、連結営業利益率7.5%を掲げております。

また、還元目標については、現在、連結配当性向50%以上を目標としております。次期中期経営計画期間（2028年1月期～2030年1月期）については、配当方針の指標にDOE（連結株主資本配当率）を追加し、連結配当性向50%またはDOE 8%のいずれか高い方を下限といたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移



区分		第65期 (2022年度)	第66期 (2023年度)	第67期 (2024年度)	第68期 (当連結会計年度) (2025年度)
売上高	(百万円)	64,221	81,200	91,858	107,222
経常利益	(百万円)	793	3,995	5,316	8,336
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	459	2,771	3,875	5,993
1株当たり当期純利益	(円)	9.68	58.06	82.16	126.92
総資産	(百万円)	41,858	50,651	54,195	55,725
純資産	(百万円)	29,414	31,626	33,370	37,665
1株当たり純資産	(円)	617.96	661.00	708.00	796.00

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
株式会社丹青TDC	100	100.0	建築・大工・内装仕上工事業
株式会社丹青ディスプレイ	50	100.0	ディスプレイ業
株式会社丹青ビジネス	40	100.0	事務用度品・機器の販売・レンタル、保険代理業、ファクタリング取引業他のサービス業務
株式会社丹青研究所	50	100.0	文化施設に関する情報集約、調査、研究
株式会社JDN	20	100.0	Webサイトを活用した情報提供サービス、広告販売、コンテストの企画・運営
株式会社丹青ヒューマネット	70	100.0	労働者派遣事業、有料職業紹介事業、主に建設業を対象にした教育事業

(7) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

当社グループは、ディスプレイ業を主な事業とし、その事業を商業その他施設事業、チェーンストア事業、文化施設事業に区分しております。また、ディスプレイ業以外に、労働者派遣事業、事務用度品・機器の販売・レンタル、Webサイトを活用した情報サービス等を展開しております。

事業区分		主要な事業内容	主要な施設等
ディスプレイ業	商業その他施設事業	商業施設全般（チェーンストア事業に係るものを除く）の内装（設計・施工）	百貨店、ショッピングセンター、各種専門店、飲食店、各種ショールーム、博覧会、見本市、展示会、オフィス、ホテル、アミューズメント施設等
	チェーンストア事業	チェーン展開型店舗施設等の内装（設計・施工）	ファストファッション店舗、ファストフード店舗、コンビニエンスストア等
	文化施設事業	博物館、美術館、科学館、企業ミュージアム等の展示・内装（設計・施工）	博物館、美術館、科学館、企業ミュージアム等
その他		労働者派遣事業、事務用度品・機器の販売・レンタル、Webサイトを活用した情報サービス等	—

(8) 主要な営業所 (2026年1月31日現在)

株式会社丹青社	本社	東京都港区港南1丁目2番70号
	支店	札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡
株式会社丹青TDC	本社	東京都台東区
株式会社丹青ディスプレイ	本社	東京都千代田区
株式会社丹青ビジネス	本社	東京都港区
株式会社丹青研究所	本社	東京都港区
株式会社JDN	本社	東京都千代田区
株式会社丹青ヒューマネット	本社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況 (2026年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商業その他施設事業	956名 (15名)	134名増 (3名増)
チェーンストア事業	195名	41名減
文化施設事業	179名 (212名)	12名減 (3名増)
その他	249名 (6名)	14名増 (1名増)
合計	1,579名 (233名)	95名増 (7名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 当社グループの一部の会社において、複数にわたって事業を行っており、特定のセグメントに区分して記載することができないため、費用等により按分する方法によって記載しております。

② 当社の従業員の状況

項目	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	832名	29名増	45歳6ヵ月	17年8ヵ月
女性	352名	42名増	37歳1ヵ月	9年1ヵ月
合計	1,184名 (210名)	71名増	43歳0ヵ月	15年2ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、当社からの出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2026年1月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

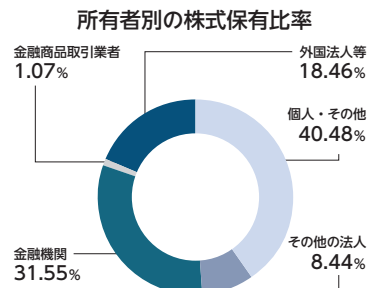
2 会社の株式に関する事項 (2026年1月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 187,200,000株

(2) 発行済株式の総数 48,424,071株
(自己株式318,491株を含みます。)

(3) 株主数 27,381名

(4) 大株主



株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,907	14.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,103	4.37
丹青社取引先持株会	1,920	3.99
第一生命保険株式会社	1,907	3.96
丹青社従業員持株会	1,569	3.26
日本生命保険相互会社	1,446	3.01
東京海上日動火災保険株式会社	647	1.35
株式会社テクノ菱和	643	1.34
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	600	1.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	564	1.17

(注) 持株比率は自己株式 (318,491株) を除いて算出しております。なお、自己株式には、丹青社従業員持株会専用信託が保有する当社株式 (560,000株) および役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式 (227,302株) は含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

		持株数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く)	取締役	3,700株	1名
	社外取締役	—	—
取締役(監査等委員)		—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等の額」に記載しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年1月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 統	
取締役	森 永 倫 夫	デザイン・制作担当
取締役	深 谷 徹	営業・マーケティング担当
取締役	津久井 哲 雄	経営管理担当
取締役	野 村 英 司	経営企画・人事担当
社外取締役	板 谷 敏 正	プロパティデータバンク株式会社代表取締役会長 早稲田大学大学院創造理工学研究所客員教授
取締役（常勤監査等委員）	菅 野 敦 夫	
社外取締役（監査等委員）	吉 井 清 信	NTS総合コンサルティンググループ代表 NTS総合税理士法人統括代表社員 監査法人アイリス統括代表社員
社外取締役（監査等委員）	榎 原 耕 太 郎	一般社団法人東京法人会連合会専務理事 公益財団法人東法連特定退職金共済会専務理事
社外取締役（監査等委員）	保 坂 理 枝	シティユーワ法律事務所弁護士 株式会社ティーネットジャパン社外取締役

- (注) 1. 2025年4月24日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、高橋貴志氏は取締役会長を、戸高久幸氏は取締役（監査等委員）をそれぞれ任期満了により退任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）吉井清信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）榎原耕太郎氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）保坂理枝氏は、弁護士の資格を有しており、法的見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために菅野敦夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役板谷敏正氏、取締役（監査等委員）吉井清信氏、榎原耕太郎氏および保坂理枝氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- なお、各氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」（<https://www.tanseisha.co.jp/ir/governance>）を満たしております。

(2) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の決定方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

取締役の報酬等は、当社グループの業績の向上および企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給する。

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことから、固定報酬と変動報酬（短期インセンティブ（賞与）および中長期インセンティブ（株式報酬））で構成する。

社外取締役および監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給する。

個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法の決定方針

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の固定報酬は、各取締役の役位（期待される役割および責任）に応じて、他社水準等を考慮し、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会で報酬額を決定する。

また、固定報酬を基本として、「代表権手当」「取締役会議長手当」等の加算を行うことができる。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の固定報酬は、期待される役割および責任に応じて、他社水準等を考慮し、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会で報酬額を決定する。

監査等委員である取締役の固定報酬は、その報酬総額については株主総会で決定された限度額の範囲内で、会社の業績・収益状況を考慮して決定する。また、報酬総額の各監査等委員である取締役への配分は、それぞれその職務に応じて算定し、監査等委員である取締役の協議において決定する。

業績連動報酬等に係る業績連動指標等の内容および額または数の算定方法の決定方針

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬（賞与）の総額は、株主総会において決定された取締役の報酬限度額から、支給済の基本報酬を差し引いた金額の範囲内かつ、親会社株主に帰属する当期純利益の3%以下とし、短期の業績評価として重視している、連結受注高、連結営業利益、連結営業利

益率、親会社株主に帰属する当期純利益の4種類の指標の目標達成度に応じて、変動することとし、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえて、取締役会において決定する。

各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）への賞与の配分については、個人別に業績への貢献度、施策の達成度等を評価し、評価に基づいた配分率を用いて、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の意見および助言並びに監査等委員会からの意見等が提示された場合には、その意見等を踏まえ、取締役会において決定する。

非金銭報酬等（株式報酬・ストックオプションを含む）の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定方針

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国外居住者を除く。）の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的に、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付および給付（以下、「交付等」という。）を行う株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を株主総会での承認を得たうえで導入する。

本制度の内容については、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国外居住者を除く。）の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様と株価変動の利害共有を図ることを目的としていることから、業績連動部分と固定部分で構成する。

業績連動の内容としては、制度導入の目的を鑑み、中期経営計画で重視する経営指標と連動するものとし、目標の達成度に応じて0～200%の範囲で変動させるものとする。また、対象期間についても中期経営計画と連動した期間を設定するものとする。

交付等がなされる株式の数および換価処分金相当額については、他社水準等を考慮したうえで、目標が達成された場合、全役位とともに総報酬額に占める変動報酬（賞与および株式報酬）の割合が50%以上となるよう設定する。

個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

固定報酬額と変動報酬（賞与および株式報酬）の構成割合については、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬は、当社グループの業績の向上および企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼としていることから、全役位とともに、目標を全て達成した場合は、総報酬額に占める変動報酬（賞与および株式報酬）の割合が50%以上となることを基本とする。

なお、妥当性を担保するため、役位ごとに、利益水準が当社と同程度の他社水準との比較検証を行うものとする。

報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬については、年額を12等分し、毎月支払う。

賞与については、株主総会終了後、速やかに支払う。

株式報酬については、株式報酬制度で定められた条件ならびに時期に則って支払う。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 取締役の員数
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (内、社外取締役)	265 (7)	139 (7)	66 (-)	59 (-)	7 (1)
取締役 (監査等委員) (内、社外取締役)	43 (23)	43 (23)	-	-	5 (3)
合計	308	183	66	59	12

- (注) 1. 上表には2025年4月24日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名および取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
3. 業績連動報酬（賞与）に係る指標は、短期の業績評価として重視している、連結受注高、連結営業利益、連結営業利益率、親会社株主に帰属する当期純利益の4種類としており、その実績は連結受注高 1,002億30百万円、連結営業利益 83億58百万円、連結営業利益率7.8%、親会社株主に帰属する当期純利益59億93百万円であります。当社の業績連動報酬（賞与）は、上記指標ごとに一定比率を乗じて総額を算出し、個人別に業績への貢献度、施策の達成度等の評価し、評価に応じた配分率を用いて個人ごとの金額を決定しております。
4. 非金銭報酬等の内容は、業績連動型株式報酬制度であります。制度の対象となる取締役の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることおよび株主のみならずとの利害共有を図ることを主旨としておりますので、中期経営計画で重視する経営指標（連結ROEおよび連結営業利益）と連動するものとし、目標の達成度に応じて0～200%の範囲で変動させるものであり、また、対象期間についても中期経営計画と連動した期間を設定しております。なお、業績連動係数の計算式は以下のとおりであります。
- 連結ROEの業績連動係数 = { (中期経営計画の最終年度における連結ROE) - 10% } ÷ 5%
ただし、1 ≤ 業績連動係数 ≤ 0とし、小数点第4位を切り捨てるものとする。
- 連結営業利益の業績連動係数 = { (中期経営計画の最終年度における連結営業利益額) - 40億円 } ÷ 20億円
ただし、1 ≤ 業績連動係数 ≤ 0とし、小数点第4位を切り捨てるものとする。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額（基本報酬および賞与）は、2016年4月26日開催の第58回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は9名であります。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
7. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）を対象とした株式報酬のために拠出する金員の上限は、2019年4月23日開催の第61回定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、対象期間（3年）ごとに363百万円、ただし、2020年1月31日で終了する事業年度に設定するものについては対象期間を5年として605百万円、株式等の総数は対象期間（3年）ごとに360,000株（1事業年度あたり120,000株）ただし、2020年1月31日で終了する事業年度に設定するものについては対象期間を5年として600,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の員数は8名であります。
8. 上記の「株式報酬」は、当事業年度中に費用計上した額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	板谷 敏正	プロパティデータバンク株式会社代表取締役会長 早稲田大学大学院創造理工学研究所客員教授	特別な関係はありません
取締役 (監査等委員)	吉井 清信	NTS総合コンサルティンググループ代表 NTS総合税理士法人統括代表社員 監査法人アイリス統括代表社員	特別な関係はありません
取締役 (監査等委員)	榎原 耕太郎	一般社団法人東京法人会連合会専務理事 公益財団法人東法連特定退職金共済会専務理事	特別な関係はありません
取締役 (監査等委員)	保坂 理枝	シティユウワ法律事務所弁護士 株式会社ティーネットジャパン社外取締役	特別な関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	板谷 敏正	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席しました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識およびデジタル分野の専門性にに基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	吉井 清信	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに、また、監査等委員会12回のうち全てに出席しました。公認会計士および税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する高い見識を有しており、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に資する発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	榎原 耕太郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに、また、監査等委員会12回のうち全てに出席しました。行政分野における多様な経験と、財務および会計に関する高い見識から、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に資する発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	保坂 理枝	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに、また、監査等委員会12回のうち全てに出席しました。弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する高い見識を有しており、当社経営の監督機能および監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に資する発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を遂行するにつき善意かつ重大な過失がないときは、1,000万円と法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額を責任限度額とする旨の契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員を含む）および監査役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額に同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬等を支払っている非監査業務の内容は、コンプライアンス研修の助言業務です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社取締役会の決議した上記体制は、次のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守はもとより、社会規範を尊重し、良識と責任をもって企業活動を行うため、「丹青社グループ行動基準」を定め、当社ならびに各グループ会社の取締役および使用人はこれに従う。
- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制については、「コンプライアンス基本規程」に従うものとし、代表取締役の最終的な権限と責任のもと、経営管理部門担当取締役を管理責任者としてグループ全体のコンプライアンス・プログラムを遂行する。
- ③ コンプライアンスに関する教育、研修を継続的に実施し、取締役および使用人の法令遵守等に対する意識を高め、企業倫理の確立をはかる。
- ④ 内部通報制度を設け、法令違反等の未然防止と早期発見に努めるとともに、法令違反等が発生した場合は、迅速かつ適切に対処する。
- ⑤ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、総務部を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等の指導を仰ぎながら、適切に対処する。
- ⑥ 財務報告制度に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存および管理に関する体制として、「取締役の職務執行情報管理規程」を設け、これに従うものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理について「リスクマネジメント基本方針」を定めるとともに、社内規程として「損失危険管理規程」を設け、当該体制について、これに従うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、内部統制システムの構築および運用に際しては、取締役の職務執行の効率性および迅速性の確保とのバランスの維持に努め、問題発生時には、取締役会の決議に従うものとする。

内部統制システムと取締役の職務執行の効率性・迅速性を確保するため、内部統制システムの各担当者と職務執行行為を行う各取締役は、それぞれの職務において、問題が発生した場合、直ちに、当該事態を取締役会へ報告し、その解決を取締役会に委ねるものとする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「子会社管理規程」に従い、定期的に各グループ会社から経営状況、財務状況およびその他の重要事項について報告を受ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、グループ全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント基本方針」に従い、各グループ会社と連携して、リスク管理体制を整備する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、各グループ会社においても、内部統制システムの構築および運用に際しては、取締役の職務執行の効率性および迅速性の確保とのバランスを維持するよう監督する。
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社と各グループ会社は、連携してコンプライアンス・プログラムを遂行する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会から要求のあった監査等委員会の職務補助者について、監査等委員会の職務の補助を行う部門を設置し、若干名の使用人を配置する。

監査等委員会の職務補助者の任命および解任は、当社の使用人の中から取締役会が行う。ただし、監査等委員会の同意を必要とする。

監査等委員会の職務補助者は、他の職務の兼任を妨げられないものとする。ただし、監査等委員会から兼任する職務内容の変更要求があった場合には、合理的理由のない限り、職務補助者の兼任職務の内容を変更しなければならない。

(7) 監査等委員会の職務の執行を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社および各グループ会社は、監査等委員会の職務の執行を補助すべき使用人が業務を円滑に遂行できるよう協力する。
- ② 監査等委員会の職務の執行を補助すべき使用人は、監査等委員に同行し取締役会その他の重要会議に出席することができる。

(8) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制

- ① 当社の取締役および使用人は、監査等委員会に対して、定期的下記事項を報告する。
 - イ. 当社および各グループ会社の内部統制に関わる部門の活動概要
 - ロ. 各グループ会社の監査役の活動状況
 - ハ. 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- 二. 内部通報制度の運用および通報の内容
- ② 監査等委員会への直接の報告が必要であると思われるときは、当社の取締役および使用人ならびに各グループ会社の取締役および使用人等は、直ちに、当社の監査等委員会に報告をする。

(9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および各グループ会社は、監査等委員会へ報告したことを理由として、報告した者に対し不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還を請求したときは、速やかにこれに応じる。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制に関わる部門は、監査等委員会あるいは会計監査人から照会があった場合、調査に時間を要するものを除き、直ちに当該照会に対して回答しなければならない。

直ちに照会への回答をすることができない場合、その理由を照会した監査等委員会あるいは会計監査人に通知しなければならない。

内部統制に関わる部門は、監査等委員会あるいは会計監査人から要求があった場合、内部統制システムの運用状況を含めた活動概要を報告しなければならない。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。上記各体制の整備および運用状況については継続的に調査し、取締役会へ報告するとともに、調査の結果を踏まえて、より適切な内部統制システムの構築に努めております。

コンプライアンス体制

「丹青社グループ行動基準」や「コンプライアンス基本規程」等の社内規程を整備するとともに、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するため、当社グループの従業者を対象としたコンプライアンス研修を定期的に実施しております。また、当社の内部通報制度についても周知活動を継続しております。

損失の危険の管理に関する体制

当社グループでは、経営成績や財務状況に重要な影響を与え、事業の円滑な運営と成長に支障をきたすおそれのある事象について、恒常的に特定・評価・分析し対策を講じております。

それら事業活動上のリスクについては、「損失危険管理規程」に基づいてリスクマネジメント活動を総括・推進するリスク・コンプライアンス委員会を中心に洗い出しを行い、事象が発生する可能性や発生した場合の影響の度合いなどの基準により評価しております。評価結果をふまえ、経営として特に重視すべきリスクを特定し、全体的見地から特に実施すべきリスク対策を定めてその実行状況をモニタリングしています。

以上のリスクの把握・評価・対策における重要な選択や決定等は取締役会に報告され、経営による判断・意思決定と連動しております。

企業集団における業務の適正を確保する体制

子会社の管理に関する諸規程を整備するとともに、当社および各グループ会社の役職員で構成される子会社会議を定期的に開催し、重要事項の報告を受けるとともに、各グループ会社の経営計画の進捗状況等を確認しております。

監査に関する体制

内部監査については独立した内部監査部門が内部監査計画に基づき、業務監査、会計監査、子会社監査を実施しております。

また、監査等委員会の監査については、監査等委員会において定めた監査計画に基づき、内部監査部門と連携し、監査の実効性と効率性を高めております。

なお、監査等委員会の監査が効率的に行われるよう、専任の監査等委員会の職務補助者を1名配置しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは、人と人、人とモノ、人と情報が行き交う空間を「社会交流空間」ととらえ、空間やメディアを有効活用し、魅力ある「社会交流空間」の創造を事業として、創業以来発展をしております。

現在では、百貨店・ショッピングセンター、各種専門店、博覧会や各種イベント、オフィス、ホテル、アミューズメント施設等を対象とした「商業その他施設事業」、ファストファッション店舗、ファストフード店舗、コンビニエンスストア等の全国にチェーン展開を行っている店舗施設を対象とした「チェーンストア事業」、博物館、美術館、企業ミュージアム等を対象とした「文化施設事業」、以上3つの事業分野においてディスプレイ業を展開しております。

さらに、ディスプレイ業に関連した事業を展開しており、あらゆる分野の空間づくりにおける調査・企画から設計、施工、運営・管理まで事業領域を拡大しております。

当社グループは、事業領域を拡大する過程において、上記に掲げる事業分野の調査、研究、企画、設計、施工、監理およびこれらに関連する事業活動に関する経営ノウハウを着実に積み重ね、「空間づくりの問題解決力、実現力」を向上させるとともに、株主や従業員、さらには委託先、取引先などの各ステークホルダーとの間に、長期にわたり強固な信頼関係を構築しております。

これら「空間づくりの問題解決力、実現力」および「各ステークホルダーとの強固な信頼関係」は、当社グループの中長期的な成長を支える基盤であり、まさに企業価値を生み出す源泉であると考えております。

当社取締役会としましては、当社が上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は最終的には株主の多数意見によって決定されるべきものと認識しており、会社の経営権の異動を伴うような提案をただちに否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為などを実施する者の中には、当社グループの事業特性を十分に把握せず、上記に掲げる企業価値を生み出す源泉となる部分を軽視し、中長期的に見て当社グループの企業価値を毀損するおそれのある提案がなされる場合も想定されます。

当社取締役会は、株主共同の利益および中長期的な企業価値を保全する観点から、このような提案を行う者は当社の経営を支配する者として不適当であると認識しており、当該提案を受けた場合、適宜適切な対応を行ってまいります。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは「空間から未来を描き、人と社会に丹青（いづどり）を。」とパーパスを掲げるとともに、100周年にあたる2046年に向け、私たちの未来ビジョン2046「ここを動かす空間づくりのプロフェッショナル集団であり空間と自分自身の可能性を切り拓くチャレンジ集団でもあり続ける」を策定しました。

今後はパーパス、私たちの未来ビジョン2046及び新中期経営計画（2025年1月期～2027年1月期）に基づき、環境変化に柔軟に対応し、成長軌道に乗せるための基盤整備を行い、新たな事業領域に挑戦することで更なる企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループとしましては、上記、中期経営計画に基づいた改革を実行し、当社グループの総合的な競争力の強化に努めることが、企業価値を向上させるうえで重要なものと考えております。

また、当社グループが持続的な成長を続けるためには、さまざまなステークホルダーから信頼・理解をいただくことが必要と認識し、ISO14001の実践による環境負荷の低減やユニバーサルデザインへの取組み、プライバシーマーク制度に基づく個人情報保護体制の構築など、適正かつ適法に事業活動を展開するための体制の整備に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、当社グループの企業価値の向上を使命と認識し、その実現に向けてコーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要な経営課題の一つであるととらえております。

また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。
- (ii) 各ステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働いたします。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保いたします。
- (iv) 取締役会による業務執行の監督機能の実効性を確保するため、自己規律が働く仕組みを構築いたします。
- (v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

なお、企業統治の体制の概要については次のとおりであります。

当社の取締役会は10名の取締役（うち社外取締役4名）により構成され、原則として月1回開催しており、各取締役は取締役会の構成員として迅速かつ的確に意思決定を行っております。業務の執行については、代表取締役社長が、取締役会で決定された経営方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括しております。

取締役の一部は業務の執行も担当しており、その執行状況は、社外取締役を除く全ての取締役が出席する経営会議において情報の共有化が図られ、かつ、取締役会には報告事項として定期的に報告され、客観的な立場から経営に対する適切な意見・助言をいただくために選任された4名の社外取締役による取締役会における審議を通して、経営の透明性と客観性の向上を図っております。

また、当社は監査等委員会を設置しており、監査等委員会は4名の取締役（うち社外取締役3名）で構成されており、原則として月1回開催しております。常勤監査等委員が社内の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、内部監査部門と連携し、監査の実効性と効率性を高めております。

当社は取締役の指名および報酬に関する諮問機関として、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産および増減率等の比率は、表示桁未満の端数を四捨五入しております。なお、同記載金額には消費税等を含んでおりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

第68期（2026年1月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	44,681
現金預金	17,592
受取手形・完成工事未収入金等	22,624
未成工事支出金等	3,372
その他	1,105
貸倒引当金	△13
固定資産	11,043
有形固定資産	768
建物・構築物	536
機械・運搬具・工具器具備品	232
無形固定資産	377
ソフトウェア	213
ソフトウェア仮勘定	135
電話加入権	28
投資その他の資産	9,897
投資有価証券	3,217
繰延税金資産	50
退職給付に係る資産	5,578
敷金保証金	734
その他	410
貸倒引当金	△93
資産合計	55,725

科目	金額
負債の部	
流動負債	16,446
工事未払金	4,779
未払法人税等	1,982
未成工事受入金	1,908
賞与引当金	2,439
役員賞与引当金	86
完成工事補償引当金	285
工事損失引当金	241
その他	4,723
固定負債	1,613
長期借入金	415
退職給付に係る負債	15
役員株式給付引当金	81
繰延税金負債	961
その他	138
負債合計	18,059
純資産の部	
株主資本	35,580
資本金	4,026
資本剰余金	4,024
利益剰余金	28,385
自己株式	△856
その他の包括利益累計額	2,084
その他有価証券評価差額金	1,581
退職給付に係る調整累計額	502
純資産合計	37,665
負債純資産合計	55,725

連結損益計算書

第68期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		107,222
売上原価		85,815
売上総利益		21,407
販売費及び一般管理費		13,049
営業利益		8,358
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	58	
保険配当金	27	
仕入割引	19	
労災保険還付金	28	
その他	29	188
営業外費用		
損害賠償金	177	
その他	33	210
経常利益		8,336
特別利益		
投資有価証券売却益	6	
ゴルフ会員権売却益	7	
債務保証損失引当金戻入額	3	17
特別損失		
投資有価証券売却損	4	
投資有価証券評価損	2	6
税金等調整前当期純利益		8,347
法人税、住民税及び事業税	2,709	
法人税等調整額	△355	2,353
当期純利益		5,993
親会社株主に帰属する当期純利益		5,993

連結株主資本等変動計算書

第68期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,026	4,024	25,518	△1,024	32,545
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,126		△3,126
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,993		5,993
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				168	168
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,867	167	3,034
当連結会計年度末残高	4,026	4,024	28,385	△856	35,580

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,076	△251	825	33,370
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△3,126
親会社株主に帰属する 当期純利益				5,993
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				168
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	505	754	1,259	1,259
連結会計年度中の変動額合計	505	754	1,259	4,294
当連結会計年度末残高	1,581	502	2,084	37,665

計算書類

貸借対照表

第68期（2026年1月31日現在）

科目	金額
資産の部	
流動資産	42,770
現金預金	16,932
受取手形	630
完成工事未収入金	21,121
商品	2,282
未成工事支出金	812
前払費用	310
その他	692
貸倒引当金	△13
固定資産	10,373
有形固定資産	621
建物	424
工具器具備品	197
無形固定資産	328
ソフトウェア	171
ソフトウェア仮勘定	135
電話加入権	22
投資その他の資産	9,423
投資有価証券	3,165
関係会社株式・関係会社出資金	856
関係会社長期貸付金	40
破産更生債権等	27
長期前払費用	23
前払年金費用	4,573
敷金保証金	568
その他	262
貸倒引当金	△93
資産合計	53,143

科目	金額
負債の部	
流動負債	17,179
工事未払金	4,980
リース債務	6
未払金	439
未払費用	1,716
未払法人税等	1,724
未払消費税等	2,299
未成工事受入金	1,900
預り金	1,216
賞与引当金	2,308
役員賞与引当金	66
完成工事補償引当金	284
工事損失引当金	235
固定負債	1,301
長期借入金	415
リース債務	12
繰延税金負債	692
役員株式給付引当金	81
その他	99
負債合計	18,480
純資産の部	
株主資本	33,091
資本金	4,026
資本剰余金	4,024
資本準備金	4,024
その他資本剰余金	0
利益剰余金	25,896
利益準備金	302
その他利益剰余金	25,593
別途積立金	16,500
繰越利益剰余金	9,093
自己株式	△856
評価・換算差額等	1,571
その他有価証券評価差額金	1,571
純資産合計	34,662
負債純資産合計	53,143

(単位：百万円)

損益計算書

第68期 (2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	87,836	
設計収入等売上高	15,020	102,856
売上原価		
完成工事原価	70,150	
設計収入等売上原価	13,165	83,316
売上総利益		
完成工事総利益	17,685	
設計収入等総利益	1,854	19,540
販売費及び一般管理費		12,001
営業利益		7,539
営業外収益		
受取利息及び配当金	264	
その他	104	368
営業外費用		
支払利息	16	
損害賠償金	177	
その他	12	206
経常利益		7,700
特別利益		
投資有価証券売却益	6	
ゴルフ会員権売却益	7	
債務保証損失引当金戻入額	3	17
特別損失		
投資有価証券売却損	4	
投資有価証券評価損	2	6
税引前当期純利益		7,712
法人税、住民税及び事業税	2,398	
法人税等調整額	△324	2,074
当期純利益		5,637

株主資本等変動計算書

第68期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		その他利益剰余金	繰越利益金	
						別途積立金	繰越利益金	
当事業年度期首残高	4,026	4,024	0	4,024	302	16,500	6,582	23,385
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△3,126	△3,126
当期純利益							5,637	5,637
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,510	2,510
当事業年度末残高	4,026	4,024	0	4,024	302	16,500	9,093	25,896

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	△1,024	30,412	1,067	1,067	31,479
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△3,126			△3,126
当期純利益		5,637			5,637
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	168	168			168
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			504	504	504
事業年度中の変動額合計	167	2,678	504	504	3,182
当事業年度末残高	△856	33,091	1,571	1,571	34,662

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月16日

株式会社 丹青社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝沢 勝己
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田島 照夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丹青社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丹青社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見認められる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月16日

株式会社 丹青社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝沢 勝己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 照夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丹青社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月17日

株式会社 丹青社 監査等委員会

常勤監査等委員 菅野 敦夫 ㊟

監査等委員 吉井 清信 ㊟

監査等委員 榎原 耕太郎 ㊟

監査等委員 保坂 理枝 ㊟

(注) 監査等委員吉井清信氏、榎原耕太郎氏及び保坂理枝氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

